【NT への入州】NSW 州のシドニー大都市圏からの入州者は、10月9日(金)以降は 強制隔離不要

【ポイント】

- ●ガナー北部準州(NT) 首席大臣は9月11日(金)、NSW 州のシドニー大都市圏からの入州者は、10月9日(金)以降は14日間の強制隔離を不要とすると発表しました。
- ●ただし、NT に入州する場合には、入州の72時間前までにオンラインでの入州申請書を NT 政府に提出する必要があります。

【本文】

- 1 ガナーNT 首席大臣は9月11日(金)、NSW 州のシドニー大都市圏からの入州者は、10月9日(金)以降は14日間の強制隔離を不要とすると発表しました。これは、シドニー大都市圏での新規感染者が継続して減少傾向にあることを背景に NT 政府が行った決定です。
- 2 ただし、NT に入州する場合には、入州の72時間前までにオンラインでの入州申請書(末尾参照)を NT 政府に提出する必要があります。
- 3 また、NT 政府が指定する感染多発地域から NT に入州する場合は、引き続き入州後14日間の強制隔離が義務づけられます。

〇ガナーNT 首席大臣 Facebook

(10月9日からの入州に関する隔離規定の変更)

https://www.facebook.com/TerritoryChief/posts/10157646315566408

ONT 政府ホームページ

(NT に入州する場合に提出が必要なオンライン入州申請書及び NT 政府が指定する 感染多発地域に関する最新情報)

https://coronavirus.nt.gov.au/travel/quarantine/hotspots-covid-19

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

https://twitter.com/CGJapanSydney

(当館 Facebook)

https://www.facebook.com/CGJSYD/

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000 Australia 代表電話(61-2)9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に 登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au